

0

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1340号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年3月19日火曜日 第1340号

◇ 目 次 ◇
告 示
字の区域の変更(玉川町)313
字の区域の変更(重信町)313
字の区域の変更(重信町)313
液化石油ガス販売事業者の認定314
大規模小売店舗の新設の届出の概要等314
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等 (2
件)314
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 316
新たな土地改良事業の施行の認可(4件)316
数人共同施行営土地改良事業の換地処分316
町営土地改良事業の換地処分(5件)316
村営土地改良事業の換地処分317
県営土地改良事業の工事の完了317
保安林の指定317
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正317
公有水面埋立工事のしゅん功認可317
急傾斜地崩壊危険区域の指定318
都市計画事業の事業計画の変更認可322
公告
争議行為の通知の公表

告 示

○愛媛県告示第 621 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、玉川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規 定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

マの	47 1h	左記の区域に編入する区域		摘要	
子 ()	字の名称		名	地番	1
大字中村	字郷分	大字中 村	字町谷	甲126の3、甲132の4、甲13 2の6、甲133の2及び甲134 の2	これに伴 う道路、 水路等を
			字中道	甲145の一部、甲146の一部、 甲147の1の一部、甲147の3 の一部、甲148の一部、甲149 の一部、甲150の一部、甲151 の一部、甲152の1の一部及 び甲155の一部	含む。
	字中道		字屋敷	甲154	
		村	字宇和 田	甲39の6の地先の道路である 国有地の一部	
	字宇和田	大字中 村	字中道	甲145の一部、甲146の一部、 甲163の一部及び甲163に隣接 する水路である国有地の一部	

字ウワ 大 ³ ダ 村	字中 字屋敷	甲186の一部及び甲187の一部
字屋敷 大岩	字中 字ウワ ダ	甲19の1の一部及び甲18の1 に隣接する水路である国有地 の一部並びに字屋敷甲186及 び甲187に隣接する道路であ る国有地の一部
	字前田	甲245の一部及び甲246の一部
字前田 大	字中 字屋敷	字前田甲245に隣接する道路 である国有地の一部並びに字 前田甲245及び甲246に隣接す る道路である国有地の一部並 びに字前田甲246及び甲247に 隣接する道路である国有地の 一部

○愛媛県告示第 622 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、重信町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)の規 定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

= n	47 4h		左記	の区域に編入する区	域	摘	#
字の名称 		字	名	地	番	拍	女
大字下 林	字見舞野	大字下 林	字寺尾	丙475の2、丙4750 5の6及び丙475の 475の5に隣接する る国有地の一部	9並びに丙	これ う道 水路 含む	路、 等を
			字通り 谷	丙476の1及び丙4 接する水路である 部			
			字中山	丙929の2、丙930 まで、丙933の2、 、丙934及び丙9350 丙922の2、丙9230 4の2、丙925の2、 2及び丙928の2に 道路である国有地	丙933の3 の2並びに の2、丙92 、丙927の こ隣接する		

○愛媛県告示第 623 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 260条第 1 項の規定により、重信町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規 定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名	(7 1/π	左記の区域に編入する区域				摘	
子の1	白砂	字	名	地	番	İ	要
大字牛等	 字伊賀 分	大字牛	字上野	、1782の 1 84の 1 に隊	がに字伊賀分1781 、1783の 1 及び17 接接する水路である 接接する道路である È部	これ 道路 含む	路、 等を

○愛媛県告示第 624 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、 次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

氏名又は名称	代表者	の氏名	住	所	認年	定月日
西条市農業協同 組合	久 門	忠夫	西条市神拝 8番地 1	字出口甲47	平成2月	【14年 【28日

○愛媛県告示第 625 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ディック東予店 東予市北条1594番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイキ株式会社

松山市美沢一丁目9番地1

代表取締役 大亀文夫

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイキ株式会社

松山市美沢一丁目9番地1

代表取締役 大亀文夫

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成14年11月8日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2 495平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

132台

イ 駐輪場の収容台数 88台

ウ 荷さばき施設の面積 171 2平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 24.75立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 及び閉店時刻

開店時刻 午前8時30分

閉店時刻 午後8時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 出入口3箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる 時間帯

午前9時から午後6時まで

2 届出年月日平成14年3月7日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域 の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意 見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 626 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局 産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日日
ベスト電器今治店	今治市南高下町一丁 目1684番地 6	大規模小売店舗内の店舗面 積の合計	1 450 m²	2 ,674 m²	平成14年 11月 6 日	平成14年 3月6日
		駐車場の収容台数	110台	166台		
		駐輪場の収容台数	0台	19台		
		廃棄物等の保管施設の容量	8 m³	12 m ³		
		大規模小売店舗において小 売業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後9時		
		来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前 9 時30分から 午後 8 時30分まで	午前 9 時30分から 午後 9 時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の 数	3 箇所	5 箇所		
		荷さばき施設において荷さ ばきを行うことができる時 間帯	午前9時から午後 8時まで	午前9時から午後 9時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工 労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 627 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局 産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

7	 大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出日
=	コープ余戸	松山市余戸南四丁目 19番地35	大規模小売店舗において小 売業を行う者の名称	えひめ生活協同組 合	えひめ生活協同組 合及び株式会社レ デイ薬局	平成14年 12月 1 日	平成14年 3月7日
			大規模小売店舗内の店舗面 積の合計	1 299 .18 m²	1 892 52 m²		
			駐車場の収容台数	156台	112台		
			荷さばき施設の面積	10 m ²	19 m ²		
			廃棄物等の保管施設の容量	30 m³	50 m³		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工 労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 628 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月 愛媛県告示第1051号)の一部を次のように改正し、告示の日 から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定 は、平成14年2月20日以降利子補給承認される農業近代化資 金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化 資金については、なお従前の例による。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条の表第1号の項利子補給率の欄、同表第2号の項同欄及び同表第3号の項同欄中「1厘」を「3厘」に改め、同表第5号の項同欄中「6厘」を「8厘」に改め、同表第7号の項同欄中「1厘」を「3厘」に改める。

-111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- 111. -- (11 -- 111. -- 1

○愛媛県告示第 629 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、船木泉川(池田池)土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・東田泉地区)の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 630 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・相生一番地区)の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 631 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・相生五番地区)の施行を平成14年3月8日認可した。

- 111. - C. 111 - - 111. - - 111. - - 111. - - 111. -

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 632 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・古新開地区)の施行を平成14年3月8日認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 633 号

平成14年3月11日非補助土地改良事業見舞野地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 634 号

平成14年3月12日玉川町営中山間地域総合整備事業玉川(中村)地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 635 号

平成14年3月11日菊間町営基盤整備促進事業高城地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 636 号

平成14年3月11日重信町営農村総合整備事業牛渕地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 637 号

平成14年3月11日小田町営棚田地域等緊急保全対策事業上 川地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良 法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同 法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 638 号

平成14年3月7日野村町営土地改良事業成城地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 639 号

平成14年3月11日美川村営土地改良事業田渡野瀬地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.-

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 640 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により 公告する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	俵原地区	平成14年 1 月30日

○愛媛県告示第 641 号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林の所在場所
 - 南宇和郡城辺町僧都 818 、 819
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及 び城辺町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 642 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県 告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施 行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成14年2月20日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条の表1の項利子補給率の欄中「1厘」を「3厘」に 改め、同表2の項同欄中「1分2厘5毛」を「1分1厘」に 、「1分5毛」を「9厘」に、



1厘」を「3厘」に、「同上」を「年1分2厘5毛」に改め 、同表8の項同欄中「1厘」を「3厘」に改める。

○愛媛県告示第 643 号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲 471 番地 代表者 町長 曽根貞義 北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

- 2 埋立区域
- (1) 位置

北宇和郡津島町平井字サジカ浦 242 番 1 地先から同字 森ヶ浜谷 139 番13地先までの公有水面

(2) 区域

次の43点から29点までを順次直線で結んだ線並びに29点と43点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(北宇和郡津島町平井字森ヶ浜谷 137 番6 地先に 設置された標柱)は、北緯33度3分8秒、東経132度27 分12秒の地点 43点は、基点から真北 110 度40分58秒 44 .12 メートル の地点

42点は、43点から真北17度 2 分25秒 20 .12 メートルの 地点

19点は、42点から真北 107 度 2 分25秒 70 50 メートル の地点

20点は、19点から真北17度 2 分25秒3 .10メートルの地 占

21点は、20点から真北 115 度58分55秒3 .10メートルの 地点

22点は、21点から真北25度58分55秒 51 52 メートルの 地点

23点は、22点から真北 295 度58分55秒3 .10メートルの 地点

24点は、23点から真北25度58分55秒1 38メートルの地 占

25点は、24点から真北 115 度58分55秒1 .00メートルの 地点

26点は、25点から真北25度58分55秒2 .19メートルの地 点

27点は、26点から真北 110 度59分45秒9 88メートルの 地点

28点は、27点から真北20度59分45秒 13 50 メートルの 地点

29点は、28点から真北 110 度59分45秒5 47メートルの 地点

(3) 面積

3 238 .87平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年1月20日 愛媛県指令9河第1239号

4 しゅん功認可年月日 平成14年3月19日

○愛媛県告示第 644 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年 法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜 地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び 土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。 平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

桂Ε

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号まで を順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を町道釈迦堂線南側官 民境界線で結んだ線、標柱12号から標柱17号までを順次結ん だ線、標柱17号と標柱18号を町道大野御厩線北側官民境界線 で結んだ線、標柱18号から標柱22号までを順次結んだ線及び 標柱22号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大 字	字	地 番	標柱
玉川町	桂	ヲカノウエ	甲378番 3	1号
			甲378番 1	2 号

ヲカノウエ	甲376番	3号
ヤシキノウエ	乙191番	4号
	乙192番	5号
ヲカノウエ	甲371番 2	6 号
	甲371番 2	7号
	甲371番 2	8 号
	甲369番	9 号
ヤシキノウエ	乙192番	10号
	乙194番 2	11号
	乙186番	12号
カキタニ	乙178番	13号
シロザコ	甲270番	14号
	甲271番	15号
	甲272番	16号
シモカエチ	甲284番	17号
ヨコバタケ	甲312番	18号
	甲317番	19号
ヲク	甲324番	20号
替地ノ上	甲331番 2	21号
ヲカノシタ	甲368番	22号

ĖΒ

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号まで を順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村		字	地番	標柱
北条市	庄	小坂	甲797番 1	1号
			甲1149番	2号
		大上	乙153番	3号
		奥ノ谷	乙144番	4号
		庄ノ谷	乙167番 1	5号
		大上	乙159番	6 号
		庄ノ谷	乙162番 3	7号
		井口	甲474番 1	8号
		御領田	甲466番 1	9号
		大上	甲772番	10号
			甲794番	11号

平和通

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号まで を順次結んだ線及び標柱20号と標柱1号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村		地番	標柱
松山市	西一万町 緑町一丁目	3番1地先 1番地先	1号 2号
	丸之内	2番1,2番5,2番6 2番1,2番5,2番6 2番1,2番5,2番6	4号
		2番1,2番5,2番6	6号
		2番1,2番5,2番6	8 号 9 号

		4番	10号
		4番地先	11号
 	和通四丁目	1番21地先	12号
		1番10	13号
		1番2	14号
 	和通三丁目	1番30地先	15号
		1番37地先	16号
		1番1地先	17号
緑	一丁目	3 番14地先	18号
		3 番10地先	19号
		3 番27地先	20号

向井川

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号まで を順次結んだ線及び標柱 6 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村	大	字	字	地	番	標柱
川内町	南方		高木	895番12		1号
				893番		2号
			城谷	2995番26		3号
				2995番82		4号
				2995番 4		5号
			高木	901番 1		6号

村島A

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 8 号まで を順次結んだ線及び標柱 8 号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

			ı	
市町村		字	地番	標柱
大洲市	菅田町菅田	井場	乙469番 1	1号
			乙467番 1	2号
		峰	丙720番13	3号
			丙720番10	4号
		畠	丙712番 4	5号
			乙493番 1	6号
		手水川	丙701番 3	7号
		立畠	乙480番 1	8号

村島B

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号まで を順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村		字	地番	標柱
大洲市	菅田町菅田	古田	乙324番 2	1号
		井上	乙325番 2	2号
		井ノ上	丙744番 1	3号
		不老殿	丙739番 6	4号
			丙739番 5	5号
		谷川	丙732番 1	6号
			丙732番 1	7号

	乙459番	8号
	乙445番 2	9 号
東	乙453番	10号
	乙332番	11号

小貝

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱13号まで を順次結んだ線及び標柱13号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村		字	地	標 柱
大洲市	新谷	小貝	甲1169番 1	1号
			甲1169番 1	2号
			丙1026番 1	3号
			丙1026番 1	4号
			丙1025番 3	5号
			丙1166番	6号
			丙1020番 1	7号
			丙1020番 1	8 号
			丙1017番 2	9 号
			甲1147番 1	10号
			甲1147番 1	11号
			甲1156番	12号
			甲1165番	13号
l	l	I		1

小浦

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱14号まで を順次結んだ線及び標柱14号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村	大 字	字	地番	標柱
長浜町	沖浦	古屋敷	甲117番 3	1号
		ヤシキ	乙40番 2	2 号
		上垣打	甲173番	3号
			乙41番	4号
		宮薮	乙39番 1	5号
		上ノ川	乙36番 1	6号
		ツボノ上	乙33番 2	7号
		中段	乙34番11	8号
			乙34番11	9号
		替地	甲74番 4	10号
		壺屋敷	甲72番 1	11号
		中家	甲114番	12号
			甲114番	13号
		宮ノ下	甲118番 2	14号

七反

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号まで を順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を国道 379 号山側官 民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		地番	標柱
内子町	五百木	306番 2	1号

	306番 1	2号
	306番 1	3 号
	392番 5	4 号
	392番 5	5 号
	392番 5	6 号
	392番 5	7号
	355番 1	8 号
	355番 1	9 号

滝山

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号まで を順次結んだ線、標柱 6 号と標柱 7 号を国道 197 号及び町道 滝山丸渕線山側官民境界線で結んだ線、標柱 7 号から標柱 9 号までを順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を結んだ線に 囲まれた区域

市町村	大 字	地番	標柱
肱川町	宇和川	2756番	1号
		2756番	2号
		2776番 1	3号
		2774番 1	4号
		2769番 8	5号
		2769番 8	6号
		2766番	7号
		2761番	8号
		2757番 2	9号

尾ノ瀬

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱10号まで を順次結んだ線及び標柱10号と標柱 1 号を町道岩城地区33号 線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大 字	地番	標柱
宇和町	岩木	1781番	1号
		1786番	2号
		1786番	3号
		2130番	4号
		2195番	5号
		2180番	6 号
		1687番	7号
		1691番	8 号
		1701番	9 号
		1699番 1	10号

薬師谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号まで を順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村	大 字	地番	標柱
宇和町	西山田	2000番	1号
		2005番	2号
		2910番	3号

2903番	4号
2893番	5号
2025番	6号
2040番	7 号
2041番	8 号
2021番	9 号
2012番	10号
2009番	11号

成瀬

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号まで を順次結んだ線及び標柱11号と標柱 1 号を結んだ線に囲まれ た区域

市町村	大 字	地番	標柱
宇和町	久枝	582番	1号
		700番	2号
		692番	3号
		687番	4号
		683番	5号
		673番	6 号
		674番	7 号
		607番	8 号
		592番	9号
		591番 1	10号
		586番	11号

小曲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号まで を順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を町道石城地区 185 号線西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大 字	地番	標柱
宇和町	西山田	2211番 2	1号
		2212番	2号
		2175番	3号
		2208番	4号
		2828番	5号
		2809番	6号
		2807番	7号
		2256番 5	8号
		2256番 4	9 号

小早津

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号まで を順次結んだ線及び標柱 6 号と標柱 1 号を国道 378 号山側官 民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大 字	地番	標柱
明浜町	高山	甲702番 3	1号
		乙365番 1	2号
		甲777番	3 号
		甲714番	4号

甲694番	5号
甲3666番	6号

ニシワキ

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号まで を順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を町道宇和海線東側官 民境界線で結んだ線、標柱4号から標柱6号までを順次結ん だ線、標柱6号と標柱7号を町道川之浜山手線山側官民境界 線で結んだ線、標柱7号から標柱9号までを順次結んだ線及 び標柱9号と標柱1号を町道川之浜西脇線山側官民境界線で 結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
瀬戸町	川之浜	ニシワキ	2336番	1号
			2332番	2号
			2244番 6	3号
			2270番 2	4号
			2280番	5号
			2279番	6号
			2284番	7号
			2305番	8号
			2324番	9 号

薬師谷A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号まで を順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を市道薬師谷線山側 官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
宇和島市	川内	鋒ヶ鳴	甲2603番 1	1号
		伊勢山	乙304番 1	2号
			乙303番 1	3号
			乙305番 1	4号
			乙308番 1	5号
		鋒ヶ鳴	甲2597番 1	6号
			甲2597番 1	7号
1		I		

寄松C

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号まで を順次結んだ線及び標柱 9 号と標柱 1 号を国道56号山側官民 境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
宇和島市	寄松	竹ノ鼻	甲517番 2	1号
			甲517番 2	2号
			甲510番 1	3号
			甲510番 1	4号
			甲503番 1	5号
		三反田	甲555番	6号
			甲498番	7号
		竹ノ鼻	甲495番 2	8 号
		三反田	甲493番 1	9号

田合(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成9年7月愛媛県告示第956号)田合の項で指定した標柱15号、標柱14号及び標柱13号を結んだ線、標柱13号と次に掲げる地番の土地に存する標柱16号から標柱19号までを順次結んだ線並びに標柱19号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
大洲市	新谷	定行	丙78番 1	16号
		田合	丙78番 1 甲2001番	17号 18号
			甲1991番 3	19号

栗野浦B(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成13年5月愛媛県告示第1061号)栗野浦Bの項で指定した標柱10号と標柱1号を市道中袋線、(条)宮浦川東側官民境界線で結んだ線及び次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱16号までを順次結んだ線に囲まれた区域

市町村	大 字	地番	標柱
八幡浜市	栗野浦	468番 1	11号
		469番 2	12号
		乙31番	13号
		乙31番	14号
		469番 2	15号
		468番 1	16号

真網代(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和47年8月愛媛県告示第803号)真網代の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大 字	地	番	標柱
八幡浜市	真網代	乙294番 1		7号
		乙295番 1		8号
		乙309番 1		9号
		乙315番 3		10号
		乙315番 3		11号
		乙334番 1		12号
1		1		

網干A(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和54年12月愛媛県告示第 1582号)網干Aの項で指定した標柱7号、標柱6号及び標柱 5号を順次結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存 する標柱9号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と 急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和49年4月愛媛県告示第4 60号)網干の項で指定した標柱8号を結んだ線並びに標柱8 号と網干Aの項で指定した標柱7号を結んだ線に囲まれた区 域

市町村	大 字	地番	標柱
明浜町	俵津	1 番耕地319番地 1 番耕地318番地 1 番耕地296番地 1	9号 10号 11号

神田川原(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成13年10月愛媛県告示第1620号)神田川原の項で指定した標柱6号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地番	標柱
宇和島市	妙典寺前	小谷神田川原通	乙1315番 乙1315番 乙新 8 番 乙新 8 番	12号 13号 14号 15号

○愛媛県告示第 645 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定 に基づき、八幡浜都市計画下水道事業八幡浜公共下水道(八 幡浜市施行)の事業計画の変更を次のように認可した。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間昭和32年4月1日から平成21年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

八幡浜市字五位ケ脇、字白浜、字ヨコウラ、字松本町 、字港口、字港町、字林堂沖、字沖新田、字新地、字新 町、字海老崎、字横町、字寺の上、字ミツカタニ、字ツ ヲ、字大門、字タイ、字カミヤマ、字本町通片山、字本 町、字浜町、字船場、字下道、字川通、字須賀町、字高 須、字田中町、字矢野町、字須崎、字裏田、字宮ノ下、 字浜田、字下浜田、字上浜田、字竹田、字下松影、字油 田、字中深、字本町通北田中、字吉井前、北浜一丁目、 江戸岡一丁目、江戸岡二丁目、大谷口一丁目、大谷口二 丁目、広瀬一丁目、広瀬二丁目、広瀬三丁目、古町一丁 目、八代一丁目、産業通の全部、同字北浦、字西海寺、 字タチウチハ、字松影、字吉井、字茨谷、字桧谷、古町 二丁目、広瀬四丁目の一部、大字向灘字カンジョウウラ 、同大字字アフチウラ、同大字字海岸通、同大字字住還 下の全部、同大字字入船、同大字字客ノ宮、同大字字客 ノ上、同大字字高畔、同大字字高城、同大字字脇田、同 大字字高城ノ丘、同大字字中浦、同大字字大内浦、同大 字字庵ノ上、同大字字先ノ峰、同大字字川原ノ上、同大 字字大内浦ノ上、同大字字大内浦ノ谷、同大字字芋根、 同大字字杖ノ浦、同大字字初ケ浦、同大字字東谷、同大 字字真谷、同大字字勘定、同大字字外勘城、同大字字外

勘城ノ上、同大字字谷、同大字字中谷、同大字字落網代の一部、大字大平1番耕地、同大字2番耕地の一部、大字松柏甲番地、同大字乙番地、同大字丙番地、同大字丁番地、同大字戌番地、同大字己番地の一部、大字郷2番耕地、同大字3番耕地、同大字4番耕地の一部、大字国木、同大字国本乙番地の一部、大字矢野町、大字字和田川辺、同大字字ウメノドウ、同大字字オンノキ、同大字字キョタキミチウエ、同大字字キョタキの全部、大字五反田1番耕地、同大字2番耕地、同大字3番耕地の一部、大字八代、同大字八代乙番地の一部、大字栗野浦の一部、大字舌間1番耕地、同大字2番耕地の一部、大字合田の一部。

(2) 使用の部分

なし

公 告

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年3月7日あったので公表する。

平成14年3月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成14年度賃金引き上げ・その他
- 2 日時 平成14年3月26日正午以降本問題が完全解決に至 る間

3 場所

病	院	名	所	在	地	
財団法人	打団法人 創精会		松山市美沢一丁目10の38			
医療法人	敬愛会久決	长病院	松山市南久	、米723		
医療法人	和ホスピク	タル	北条市柳原	頁739		
医療法人	鶯友会牧鄉		松山市菅沢	7町甲115	i1の 1	
財団法人	真光会		松山市南部	高井1491		
医療法人	北辰会また	なべ病院	西条市氷見	見丙477		
	新居浜精社 兵精神病院	申衛生研究所	 新居浜市松 	公原町130	D47	
医療法人	十全会 -	十全第二病院	新居浜市角 28	身野新田 田	IJ1の1の	
八幡浜医館	币会立双岩组		八幡浜市老	吉山4番耕	讲地163	
社団法人	八幡浜医館	币会	八幡浜市区	[瀬一丁]	∃7の17	

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を 単独又は併用して実施する。